大阪市中央区役所国民健康保険料徴収関係窓口等業務（会計年度任用職員）
募集要項

1　募集人数

若干名

2　業務内容

次の日常業務に従事する。

（1）区役所窓口における保険料等の徴収及び還付事務
（2）口座振替受付事務
（3）納付書や通知書等の各種帳票作成、データ入力事務
（4）納付書等発送補助事務
（5）電話による問い合わせへの対応
（6）その他保険料等徴収に関する事務
（7）その他上記以外で本市が必要と認められる業務

3　応募資格

（1） 帳票の作成やデータ入力を迅速かつ的確に遂行できる技術を有するとともに、エクセル・ワードを操作できる者
（2） 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋)】
(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

•年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。
（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

４　任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月31日まで
※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年度）

５　勤務条件等

（１）勤務時間・日数

９時15分から17時30分（休憩45分含む）
週４日30時間
※金曜日の延長開庁（17時30分から19時）の対応及び日曜開庁（毎月第４日曜日）の
　対応等により、指定された勤務時間及び休日を変更する場合があります。

（２）休日

土曜日、日曜日、指定休（月曜日から木曜日のうち本市が指定する日)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
※ただし、休日に勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替えます。

（３）勤務場所

〒５４１－８５１８　大阪市中央区久太郎町１丁目２番２７号
大阪市中央区役所

（４）報酬等

報酬（月額）	176,436円～196,620円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。
※上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。
（参考：４月から翌年３月まで再度任用された場合支給される期末勤勉手当及び年収見込）

期末・勤勉手当　（6月・12月に支給）	736,068円～820,274円（6月・12月の支給額）
年収見込	2,853,300円～3,179,714円

※勤勉手当は、1年目は1.646875月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は2.125月分となります。（支給日以前６ヶ月の勤務日数等により支給率が調整されます。）

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：5 日 付与期間：1 月 1 日（任用日）～3 月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・出生サポート休暇※1　・産前産後休暇　・配偶者分べん休暇　・育児参加休暇 ・結婚休暇　・忌引休暇　・夏季休暇　・ドナー休暇　・育児時間休暇 ・子の看護休暇※1　・短期介護休暇※1　　(※1)別途取得要件あり等 【無給】 ・妊娠障害休暇　・生理休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

（６）社会保険

健康保険（共済組合)、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

６　選考方法

（１） 筆記(論文)試験

（２） 面接試験

７　選考日時及び選考会場

日時：令和 8 年 12 月 4 日（金曜日） 9 時 30 分開始（ 9 時 15 分集合）

場所：大阪市中央区役所

（詳細な場所は「受験案内」により通知し、変更には応じられません。）

８　申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）大阪市会計年度任用職員採用申込書　　１通

※過去３カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（２）申し立て書　　１通

（３）「受験案内」送付用の定形封筒（長形３号）　　１通

※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

（１）持参する場合

ア．申込み期間

令和８年 11 月５日（木曜日）から令和８年 11 月 20 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

９時から 17 時 30 分まで

イ．申込書受付場所

〒５４１－８５１８　大阪市中央区久太郎町１丁目２番２７号

大阪市中央区役所窓口サービス課（保険管理グループ）宛

（２）郵便等で送付する場合

ア．申込み期間

令和８年 11 月 20 日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中（国民健康保険料徴収関係窓口等業務）」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

イ．申込書送付先

上記（1）イと同じ

○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和８年 12 月２日（水曜日）13 時までに受験案内が届かない場合は同日 17 時までに中央区役所窓口サービス課（保険管理グループ）へ連絡してください。

○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

９　その他

•この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
•合否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
•受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
•試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。

10　問合せ先

大阪市中央区役所窓口サービス課（保険管理グループ）（担当：井口・木高）
〒５４１－８５１８　大阪市中央区久太郎町１丁目２番２７号
電話番号　０６－６２６７－９９４６

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）
（倫理原則）
第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
(職員倫理規則)
第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。
2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。
【その他遵守すべき事項の例】
・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと